

消 防 予 第 137 号  
平成 26 年 3 月 31 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁予防課長  
(公印省略)

消防用設備等に係る執務資料の送付について (通知)

標記の件について、別添のとおり質疑応答をとりまとめましたので、執務上の参考としてください。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

消防庁予防課

担当：鈴木、風間、辰川、尾上

電話：03-5253-7523

FAX：03-5253-7533

問1 「屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準」（平成25年消防庁告示第2号。以下当該通知において「2号告示」という。）第11第3号(1)に規定する消防用ホースと結合金具の装着部の強度試験について、消防用ホースと結合金具を外側から引っ張る試験に相当するものとして、装着部の内側から水圧を加え装着部の引っ張りに対する強度を確認する試験を行うこととしたいが、よろしいか。

(答)

差し支えない。消防用ホースを薄肉円筒の構造とみなした場合、消防用ホースのホース流水方向の荷重は、消防用ホースの最小内径の断面積と加える水圧の積で求めることができるため、消防用ホースの使用圧を考慮して、1.8キロニュートンの荷重に対応する水圧を装着部の内側から加えることができるのであれば、引っ張る試験に相当するものとして実施することができる。

問2 2号告示第11第3号に規定する消防用ホースと結合金具の装着部の試験について、当該試験の対象となるのは2号告示第1に規定されている設備及び器具に係るものと考えてよいのか。

また、既設の屋内消火栓設備の消防用ホースが取り替えられる場合も、その交換後に設置される消防用ホースに係る結合金具との装着部分は、当該試験の対象となるのか。

(答)

前段 お見込みのとおり。

2号告示は、屋内消火栓設備の屋内消火栓等に使用するものを対象にしているものである。

後段 対象となる。

問3 アスピレートノズルにおける放水は、棒状と噴霧状の中間的な放水形状となるが、当該放水については、消火能力が棒状放水と同等以上の性能を有していることが確認された（「初期消火器具等のユニバーサルデザイン化に関する調査研究会報告書」（平成24年3月））ことから、2号告示第12第3号(2)イに規定する「棒状の放水」に該当するものとして取り扱ってよろしいか。

(答)

お見込みのとおり。

問4 不活性ガス消火設備等の容器弁安全性点検において、起動用及び加圧用のガスとして二酸化炭素を用いるものは、設置後又は点検後何年を経過するまでの間に点検を実施すればよいか。

(答)

容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたものを除き、起動用及

び加圧用ガス容器にあつては、ガス種に関わらず設置後又は点検後 30 年を経過するまでの間に安全性に関する点検を実施すること。

問 5 平成 26 年 3 月 26 日に消防法施行規則の一部を改正する省令（平成 26 年総務省令第 19 号）が公布されたことに伴い、動力消防ポンプ及び消防用吸管について、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）別記様式第 9 号の種類欄及び型式欄の記載事項の変更はないのか。

（答）

お見込みのとおり。

当該自主表示対象機械器具等の型式における種類欄及び型式欄は、別表の区分の例示のとおりである。

種類	型式の例示
動力消防ポンプ	種別 消防ポンプ自動車、ポンプの級別 A-2、ポンプの型式 F-5、機関型式 ○○（機関の製造業者名） N04C
	種別 可搬消防ポンプ、ポンプの級別 B-2、ポンプの型式 B7000、機関型式 K660
消防用吸管	呼称 75、合成ゴム、使用温度範囲（-25～40℃）

問 6 自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合するものであることを確認した試験結果に係る様式並びに試験の方法及び試験に使用した設備に関する事項（平成 26 年消防庁告示第 9 号）中の提出する事項及び様式について、試験機関に試験を依頼して得られた試験結果等を用いて届出を行うことができるのか。

（答）

お見込みのとおり。

問 7 今般、JIS C 4213（低圧三相かご形誘導電動機—低圧トッランナーモータ）が制定されたが、当該低圧トッランナーモータについては、加圧送水装置の基準（平成 9 年消防庁告示第 8 号。以下当該通知において「8 号告示」という。）第 5 第 5 号(1)ロに規定する「三相誘導電動機」に該当するものとして取り扱ってよろしいか。

（答）

お見込みのとおり。

問8 8号告示第5第5号(1)トに規定されている JIS C 4034-1 (回転電気機械－第1部：定格及び特性) の使用形式としてS 1からS10 までであるが、いずれかに適合するものであればよろしいか。

また、「使用形式S 1－連続使用」に適合するものについては、8号告示第5第6号(2)チに規定する「連続定格のもの」に該当するということによろしいか。

(答)

お見込みのとおり。なお、「使用形式S 1－連続使用」以外のものにあつては、8号告示第5第6号(2)チの規定により、定格の種類を表示すること。

問9 8号告示第5第5号(2)ロに「電動機は、定格出力で連続運転した場合…」と規定されているが、「連続運転」とは、何時間を想定するものであるのか。

(答)

連結送水管の加圧送水装置に用いる非常電源の容量が、有効に2時間以上作動できる容量とすることとされており、消防法令における非常電源の容量として最も長時間であることから、2時間以上とすることを想定している。